

保育料減額申請書

年 月 日

(提出先) 足立区教育委員会 保育・入園課

住 所 足立区 _____

保護者氏名 _____



上記の二次元コードから
オンラインで減額申請が
できます。

下記の理由により、保育料の減額を申請します。

記

| 児童氏名 | 生年月日 | 保育施設名 |
|------|-------|-------|
| | 年 月 日 | |

※ 0～2歳児クラスで第2子以降及び3～5歳児クラスのお子さんは、保育料が無料のため減額申請の対象外です。

| 申請理由 (該当する番号に○をし、必要事項を記入) | 申請に必要な添付書類 (コピー可) | 減額後階層 | 適用予定期間 |
|---|---|---|--|
| 1 生活保護法による保護を受けた。 | | A階層 | 生活保護開始月のみ |
| 2 稼働能力のない世帯員が増加した。 (出生により扶養家族が増えた場合など) 氏名 _____ 続柄 _____ | 保険証 ※ 出生による場合は、出生届を提出 していただければ添付不要 | 扶養控除額(33万円/人)に増加人数及び階層ごとに定める値を乗じた額を、世帯住民税所得割額から減じた額の階層 | 該当者が扶養に入った翌年同月末日まで |
| 3 前年度又は当該年度の特別区民税の徴収を猶予された、または、納期を延期された。 | 徴収猶予・換価猶予の決定通知書 | 3階層低位 | 適用開始から翌8月末日まで |
| 4 主たる稼働者(世帯内の最多税額者)が失業した。 | ① 離職票または雇用保険受給証明書 ② 退職金の源泉徴収票 | 失業した方の住民税所得割額に退職所得に係る住民税額を加えた額を、世帯住民税所得割額から減じた額の階層 | 離職日の翌月から最長3ヵ月間 |
| 5 世帯の直近3ヵ月の平均収入が、保育料算定の基となる年の平均収入月額よりも1割以上低額である(いずれも賞与を除く)。 | ① 保育料算定の基となる年の源泉徴収票、確定申告書、課税証明書、税額決定通知のいずれか ② 保育料算定の基となる年の賞与明細(支給がない場合はその旨を申請書余白に記入) ③ 直近3ヵ月分の給与明細(収入がない場合は年間収入申告書) ※ 算定対象者全員分の①～③の書類が必要 | 1階層低位 | 3ヵ月間(最長で8月末日まで) |
| 6 保育施設入所児童と同一世帯の児童を、認証保育所またはそれに準ずる施設に月極め・有償で預けている。 | 受託(通所)証明書 ※ 受託証明書の注釈を必ずご確認ください。 | 2階層低位 | 預けている期間(最長で年度内) |
| 7 同一世帯内に [①身体障害者手帳1～2級、②愛の手帳1～3度、③精神障害者保健福祉手帳1～2級]の方がいる。 ※ D4階層以下またはD5階層で区民税所得割額77,101円未満の世帯は「保育料軽減措置依頼書」の内容をご確認ください。 氏名 _____ 続柄 _____ | ①は身体障害者手帳 ②は愛の手帳 ③は精神障害者保健福祉手帳 | 1階層低位 | 適用開始から翌8月末日まで (③の場合は、手帳の有効期間により、上記の適用予定期間到来前に減額が終了することがあります。) |
| 8 保育料算定の基となる翌年以降に高額な医療費がかかった。 | ① 領収書、医療費控除の確定申告書、医療費のお知らせのいずれか ② (給付がある場合)健康保険・生命保険の給付金の明細 ※ 詳しくは入園第一係～入園第三係にお問い合わせください。 | 支払済医療費から保険金等補填額及び住民税所得割額の5%を減じて階層ごとに定める値を乗じた額を、世帯住民税所得割額から減じた額の階層 | 適用開始から翌8月末日まで |
| 9 保育料算定の基となる翌年以降に災害・盗難にあった。 | 詳しくは入園第一係～入園第三係にお問合せください。 | | |

裏面も必ずご確認ください

【注意事項】

- 1 申請理由に対応する添付書類と一緒に、この減額申請書をご提出ください。
必要書類が提出され、かつ、減額の条件に該当する場合のみ、規定に基づき保育料が減額されます。
- 2 申請理由2及び8の減額階層に記載している「階層ごとに定める値」は以下のとおりです。

| | |
|-------------|-------|
| ・ D1～D8階層 | …0.3 |
| ・ D9～D13階層 | …0.25 |
| ・ D14～D16階層 | …0.2 |
| ・ D17～D19階層 | …0.15 |
| ・ D20階層以上 | …0.1 |
- 3 減額の適用は子ども施設入園課で申請を受理した月の翌月分の保育料からです。遡及適用はできません。ただし、月の初日に子ども施設入園課で申請を受理した場合は当月から適用されます。
- 4 新規入所のお子さんに関し、入所月中に申請を受理した場合は入所月分から適用されます。ただし、申請理由が入所月に発生した場合は翌月から減額適用となります。
- 5 申請理由に2つ以上該当する場合は、減額後の保育料が最も低額となる減額事由が適用されます。
- 6 ひとり親世帯で、D4階層以下またはD5階層で区民税所得割額77,101円未満の場合は、別制度で保育料を減額していますが、上記1～6、8または9の理由にも該当する場合は、この減額申請をすることができます。
- 7 減額が適用された場合でも、申請理由の消滅により、適用期間内に減額が解除されることがあります。

【提出先・お問合せ先】

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所中央館3階
保育・入園課 入園第一係～入園第三係
電話 3880-5263（直通）